

基礎案での記載箇所		章項目	5.6	ページ	53	行	7
事業名	維持管理(許可工作物の管理)			河川名	淀川水系直轄河川		
府 県	流域2府4県						

現状の課題

河川区域内には河川管理施設以外に、取排水施設や橋梁等の許可工作物が存在するが、その中には、既に利用されていない施設や老朽化による強度不足のため河川管理上支障となっているものがある。

河川整備の方針

許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者に指導するとともに、利用されていない施設については、施設管理者に対し撤去を求める。

位置図



利用されていない施設の撤去

利用されていない施設については施設管理者に対し完全撤去を求める。



存置された取水施設の一部



存置された排水樋管の一部

改善が必要な施設の指導

洪水等に際して水防上、改善が必要な施設の指導を行う。



樋門内部のクラックによる土砂の流出状況



洗掘による橋脚基礎部の状況

利用されていない施設の撤去

具体的な整備内容

利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。

スケジュール

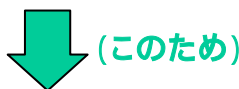


概要

利用されていない施設の撤去

堤防内に構造物がある場合、不等沈下等により施設周辺に空洞化が起これるとともに、そういった施設は一般的に適正に管理されていないため、構造的に弱くなっている。

また、他の河川利用者の妨げとなり、事故発生の元凶ともなる。



撤去することにより、構造物による堤防の弱体が解消される。

自由に安全に河川敷を利用できるようになる。

対策事例



存置された利用されていない樋門



撤去後

【淀川の事例】

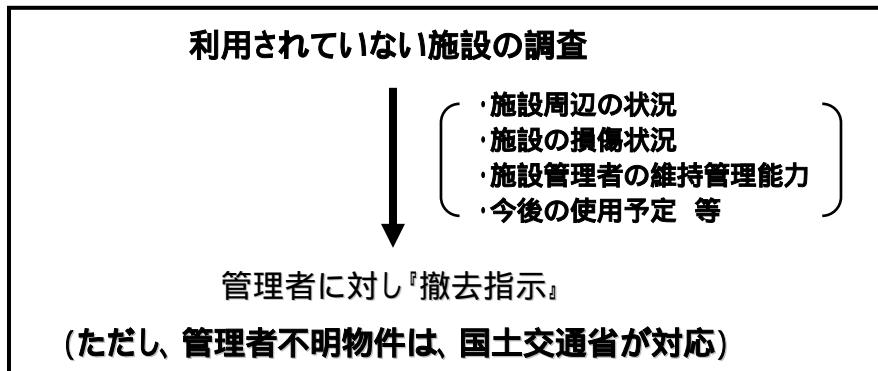
昭和3年に農業用排水機場として設置されたが、公共下水計画に基づき下流に排水機場が設置された事により目的を失ったため、平成14年に除却申請され15年に完了した



樟葉排水樋門

概要

今後の対応



委員会等からの意見

利用されていない施設は早急に撤去するべきであり、速やかに施設管理者への指導・支援を実施する必要がある。

進捗状況報告

継続実施中

概要

洪水等に際して水防上、改善が必要な施設の指導を行う。



樋門内部の
クラックによ
る土砂の流
出状況



洗掘によ
る橋脚基
礎部の状
況

改善が必要な施設の調査

治水上の支障の判断

管理者に対し「改善指導」

委員会等からの意見

改善が必要な施設については、早急に施設管理者を指導し、改善の実施をはかる必要がある。

進捗状況報告
継続実施中